

一般社団法人むつ青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人むつ青年会議所（英文名 Junior Chamber International Mutsu）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を青森県むつ市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、第5条に定める事業を実施・展開することにより、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼のもと、資質の向上と啓発に努めるとともに国際的理解を深め、世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 当法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
2 当法人は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (4) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (6) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- (7) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定めるもののほか、同項の事業の推進に資するため、必要に応じ次の事業を行う。

- (1) 正会員の指導力向上のための知識及び教養の習得を促進する事業
- (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前項の事業の推進に資するために必要な事業

3 前2項の事業については、青森県において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は、正会員、準会員、特別会員及び賛助会員とする。ただし、正会員に限り、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(正会員)

第7条 むつ市内及びその周辺に住所又は勤務先を有する満20歳以上満40歳未満の品格ある青年で理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、正会員が事業年度中に満40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日（その日に役員である者にあつては、その任期満了の時）までは、正会員の資格を有する。又1人1回に限り、正式な入会申請前に、3ヶ月間の体験入会を認める。体験入会期間は、定例会及び事業への参加を認め、総会での議決権は有しない。

(準会員)

第8条 むつ市内及びその周辺に住所又は勤務先を有する満20歳以上40歳未満の品格ある青年のうち、公務員又は公務員に準ずると理事会に判断されたもので、理事会にて入会を承認されたものを準会員とする。ただし、準会員が事業年度中に満40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日までは、準会員の資格を有する。準会員は一般社団法人むつ青年会議所の定例会及び事業にのみ参加できるものとし、公益社団法人日本青年会議所の事業には参加できないものとする。準会員は理事の任に就くことはできず、また総会での議決権を有しない。

(特別会員)

第9条 満40歳に達した事業年度の終了する日に正会員であった者で理事会において承認されたものを特別会員とする。

(賛助会員)

第10条 当法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会において入会を承認されたものを賛助会員とする。

(入会)

第11条 本会議所の正会員ならびに準会員になろうとする者は、会員資格規程で定めるところにより、正会員2名以上の推薦を受けて入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入会に関する事項は、会員資格規程で定める。

(会員の権利)

第12条 当法人の会員は、当法人の目的を達成するために必要なすべての事業に参加する権利を有する。

(会員の義務)

第13条 当法人の会員は、定款及び規程を遵守し、当法人の目的を達成するために必要な義務を負う。

(入会金及び会費の納入義務)

第14条 当法人の会員は、入会に際し入会金を納入し、毎年所定の納期に会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第15条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 解散したとき。
- (6) 破産の宣告を受けたとき。
- (7) 会費を納入せず、督促後なお会費を3か月以上納入しないとき。
- (8) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第16条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第17条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) 当法人の目的遂行に反する行為があったとき。
- (2) 当法人の秩序を乱す行為があったとき。
- (3) 正当な理由がないのに、総会、例会、委員会その他当法人の会合に出席しないとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

第18条 正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議及び行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第19条 会員は、第15条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び員数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上5人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事(前3号の役員を含む。) 4人以上16人以内
- (5) 監事 2人

2 理事長及び副理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

3 専務理事その他理事会の決議によって選定された理事は、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員資格及び選任等)

第21条 役員は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、正会員の中から選任する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事その他の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 前4項に定めるもののほか、役員を選任に関して必要な事項は、規程で定める。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第31条第2項の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第31条第2項の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(辞任及び解任)

第23条 役員は、辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。
- 3 監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(理事の職務・権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐して当法人の業務をつかさどり、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
 - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して当法人の業務を処理し、事務局を統括する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 5 その他の業務執行理事は、理事長を補佐して、業務を執行する。
 - 6 理事長、副理事長及び専務理事、その他の業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は当法人の業務及び財産の状況を調査すること。
 - (3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (4) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (5) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (6) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
 - (7) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集すること。
 - (8) 理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (9) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(直前理事長等)

- 第26条 当法人に、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができ

る。

- 2 直前理事長は、前理事長がこれに当たる。
- 3 顧問は、総会においてこれを選任する。
- 4 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 5 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 6 直前理事長の辞任及び解任については第23条第1項及び第2項の規定を、顧問の任期、辞任及び解任については第22条第1項、第3項及び第4項並びに第23条第1項及び第2項の規定を準用する。

(報酬等)

第27条 当法人の理事、監事及び直前理事長等は、無報酬とする。ただし、非常勤の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の報酬規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 前項の報酬等に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第28条 当法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は金30万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第4章 総会

(構成)

第29条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第30条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 入会金及び会費の額の決定
- (6) 当法人の解散
- (7) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- (8) 規程の制定、変更及び廃止
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第31条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 毎年1月に開催される通常総会を一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が決議したとき。

(2) 正会員の5分の1以上が会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求したとき。

(招集)

第32条 総会は、前条第3項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 前条第3項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

3 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を發することができる。

(議長)

第33条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれに当たる。ただし、第31条第3項第2号の規定に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員の中からこれを選出する。

(定足数及び決議)

第34条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

2 総会の決議は、出席正会員の過半数をもって行う。ただし、第30条第1号及び第5号から第8号までに掲げる事項その他法令で定める事項は、総正会員の3分の2以上の決議によらなければならない。

3 第30条第1号及び第5号から第8号までに掲げる事項その他法令で定める事項が総会の目

的である事項であるときは、総会の招集の通知には、当該事項に係る議案の概要及び提案の理由を記載しなければならない。

(議決権及び書面等による議決権の行使)

第35条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

- 2 総会に出席できない正会員は、理事会で定めるところによりあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は総会に出席する他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 3 前項の場合において、前条第1項及び第2項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 4 正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(議事録)

第36条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第37条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び専務理事その他の業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 第28条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結
- 3 直前理事長等は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度12回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第24条第6号の規定により監事から理事長に招集の請求があったとき、又は同条第7号の規定により監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び同項第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に対し通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第43条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合

においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事長、副理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第47条 当法人は、毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営に関して必要な事項は、規程で定める。

(委員会)

第48条 当法人は、目的の達成に必要な事項を調査し、研究し、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長を除き、原則としていずれかの委員会に所属しなければならない。

4 委員長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て任命する。

第7章 管理

(事務局)

第49条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、規程で定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かななければならない。

(1) 定款及び規程

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、認可等及び登記に関する書類

(5) 理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書及び収支予算書

- (8) 事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）並びにこれらの附属明細書
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第8章 資産及び会計

（財産の管理及び運用）

第51条 当法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、規程で定める。

（会計年度）

第52条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

（会計原則）

第53条 当法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（収支）

第54条 当法人の資産は、財産目録に記載された財産、会費、入会金、補助金、寄付金その他の収入をもってこれを構成する。

2 当法人の経費は、資産をもってこれに充てる。

（事業計画及び収支予算）

第55条 当法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前までに理事会の決議を経て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告及び決算）

第56条 当法人は、法令で定めるところにより、各事業年度に係る事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で通常総会において承認を得るものとする。

2 当法人は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。

3 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第57条 第38条第2項の規定にかかわらず、当法人が資金の借入れをしようとするときは、総会において正会員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

第9章 解散

(解散)

第58条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 一般社団・財団法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判

(残余財産の処分)

第59条 当法人の解散のときに存する残余財産は、総会の決議により、当法人と目的を類似する公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

(清算人)

第60条 当法人の解散に際しては、総会において清算人を選任する。

2 清算人は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(解散後の会費の徴収)

第61条 当法人は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経て、その債務の弁済に必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第62条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑則

(施行事項)

第63条 本定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 当法人の最初の理事長は大瀧孝宏、副理事長は三浦博、原田敏匡、専務理事は齋藤晃史、専務理事以外の業務執行理事は後藤憲和、村舘洋介、土方令一、浜田裕治、角野太、清藤勉とす

る。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。